

ショートステイ鈴蘭台西
利用料金のご案内

令和6年8月1日

＜短期入所施設サービス費＞

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所施設サービス費		704	772	847	918	987
加算	看護体制加算【Ⅰ】	4	4	4	4	4
	看護体制加算【Ⅱ】	8	8	8	8	8
	夜勤職員配置加算【Ⅱ】	18	18	18	18	18
	サービス提供強化加算【Ⅲ】	6	6	6	6	6
	小計	740	808	883	954	1,023
	介護職員等処遇改善加算【Ⅲ】	84	91	100	108	116
合 計		824	899	983	1,062	1,139
金額換算(単位合計×10.66(端数切捨))		8,783円	9,583円	10,478円	11,320円	12,141円
1日あたりの負担額(1割負担)		879円	959円	1,048円	1,132円	1,215円
1日あたりの負担額(2割負担)		1,757円	1,917円	2,096円	2,264円	2,429円
1日あたりの負担額(3割負担)		2,635円	2,875円	3,144円	3,396円	3,643円

※神戸市は4級地で1単位あたり10.66円になりますので上記の合計×10.66が保険請求額となり、うち負担割合証の割合分が利用者負担額となります。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居住費	第1段階	880円/日
	第2段階	880円/日
	第3段階①	1,370円/日
	第3段階②	1,370円/日
	第4段階	2,100円/日
食費	第1段階	300円/日
	第2段階	600円/日
	第3段階①	1,000円/日
	第3段階②	1,300円/日
	第4段階	1,445円/日

※食費内訳(朝食:360 昼食:475 おやつ100 夕食:510)

1日あたりの利用料金目安

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	第1段階	2,059円	2,139円	2,228円	2,312円	2,395円
	第2段階	2,359円	2,439円	2,528円	2,612円	2,695円
	第3段階①	3,249円	3,329円	3,418円	3,502円	3,585円
	第3段階②	3,549円	3,629円	3,718円	3,802円	3,885円
	第4段階	4,424円	4,504円	4,593円	4,677円	4,760円

2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階		5,302円	5,462円	5,641円	5,809円	5,974円

3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階		6,180円	6,420円	6,689円	6,941円	7,188円

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護負担限度額につきましては区役所への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)
機能訓練指導体制加算	12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの(1日につき)
個別機能訓練加算	56単位	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がADL、IADLの維持・向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
医療連携強化加算	58単位	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。(1日につき)
送迎加算(片道)	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。(1回につき)
緊急短期入所受入加算	90単位	緊急に短期入所生活介護を受ける必要があるの者を緊急利用として受け入れた場合。(1日につき)
療養食加算	8単位	医師の指示による特別食が提供される場合。(1日につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上または、看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上または、利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の割合が30%以上の場合。

※その他の加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

○緊急時の病院受診代、歯科受診代、理美容代等

○利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代。レクレーション等にかかる品物代等は自費となります。

別紙(1)

(介護予防) ショートステイ 鈴蘭台西
利用料金のご案内

令和6年8月1日

＜介護予防短期入所施設サービス費＞

(1日あたりの単位数)

要介護度		要支援1	要支援2
介護予防短期入所施設サービス費		529	656
加算	サービス提供強化加算【Ⅲ】	6	6
	小計	535	662
	介護職員等処遇改善加算【Ⅲ】	60	75
合計		595	737
金額換算(単位合計×10.66(端数切捨))		6,342円	7,856円
1日あたりの負担額(1割負担)		635円	786円
1日あたりの負担額(2割負担)		1,269円	1,572円
1日あたりの負担額(3割負担)		1,903円	2,357円

※神戸市は4級地で1単位あたり10.66円になりますので上記の合計×10.66が保険請求額となり、うち負担割合証の割合分が利用者負担額となります。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居住費	第1段階	880円/日
	第2段階	880円/日
	第3段階①	1,370円/日
	第3段階②	1,370円/日
	第4段階	2,100円/日
食費	第1段階	300円/日
	第2段階	600円/日
	第3段階①	1,000円/日
	第3段階②	1,300円/日
	第4段階	1,445円/日

※食費内訳(朝食:360 昼食:475 おやつ100 夕食:510)

1日あたりの利用料金目安

(単位:円)

1割負担		要支援1	要支援2
合計	第1段階	1,815円	1,966円
	第2段階	2,115円	2,266円
	第3段階①	3,005円	3,156円
	第3段階②	3,305円	3,456円
	第4段階	4,180円	4,331円

2割負担		要支援1	要支援2
第4段階		4,814円	5,117円

3割負担		要支援1	要支援2
第4段階		5,448円	5,902円

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護負担限度額につきましては区役所への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)
機能訓練指導体制加算	12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの(1日につき)
個別機能訓練加算	56単位	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がADL、IADLの維持・向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
医療連携強化加算	58単位	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。(1日につき)
送迎加算(片道)	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。(1回につき)
緊急短期入所受入加算	90単位	緊急に短期入所生活介護を受ける必要があるの者を緊急利用として受け入れた場合。(1日につき)
療養食加算	8単位	医師の指示による特別食が提供される場合。(1日につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上または、看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上または、利用者へ直接提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の割合が30%以上の場合。

※その他の加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

○緊急時の病院受診代、歯科受診代、理美容代等

○利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代。レクレーション等にかかる品物代等は自費となります。